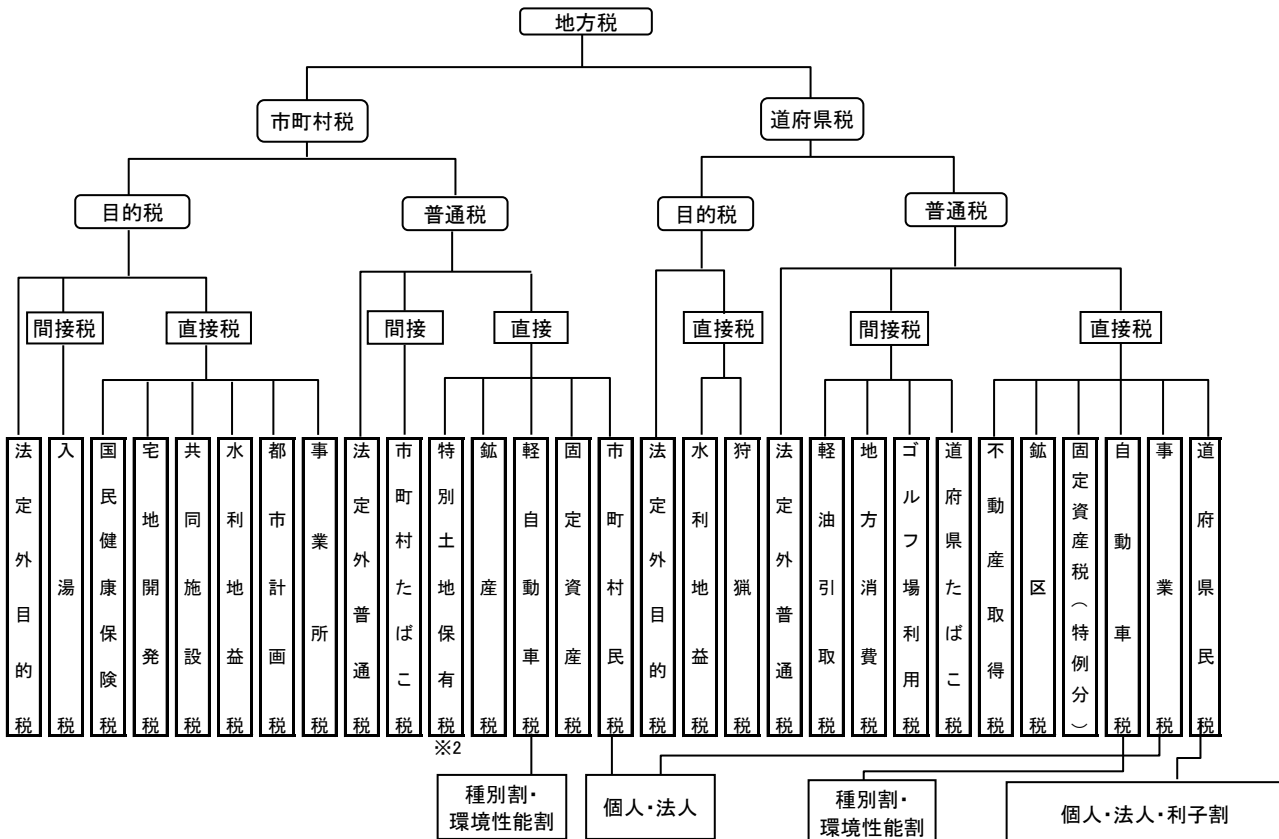
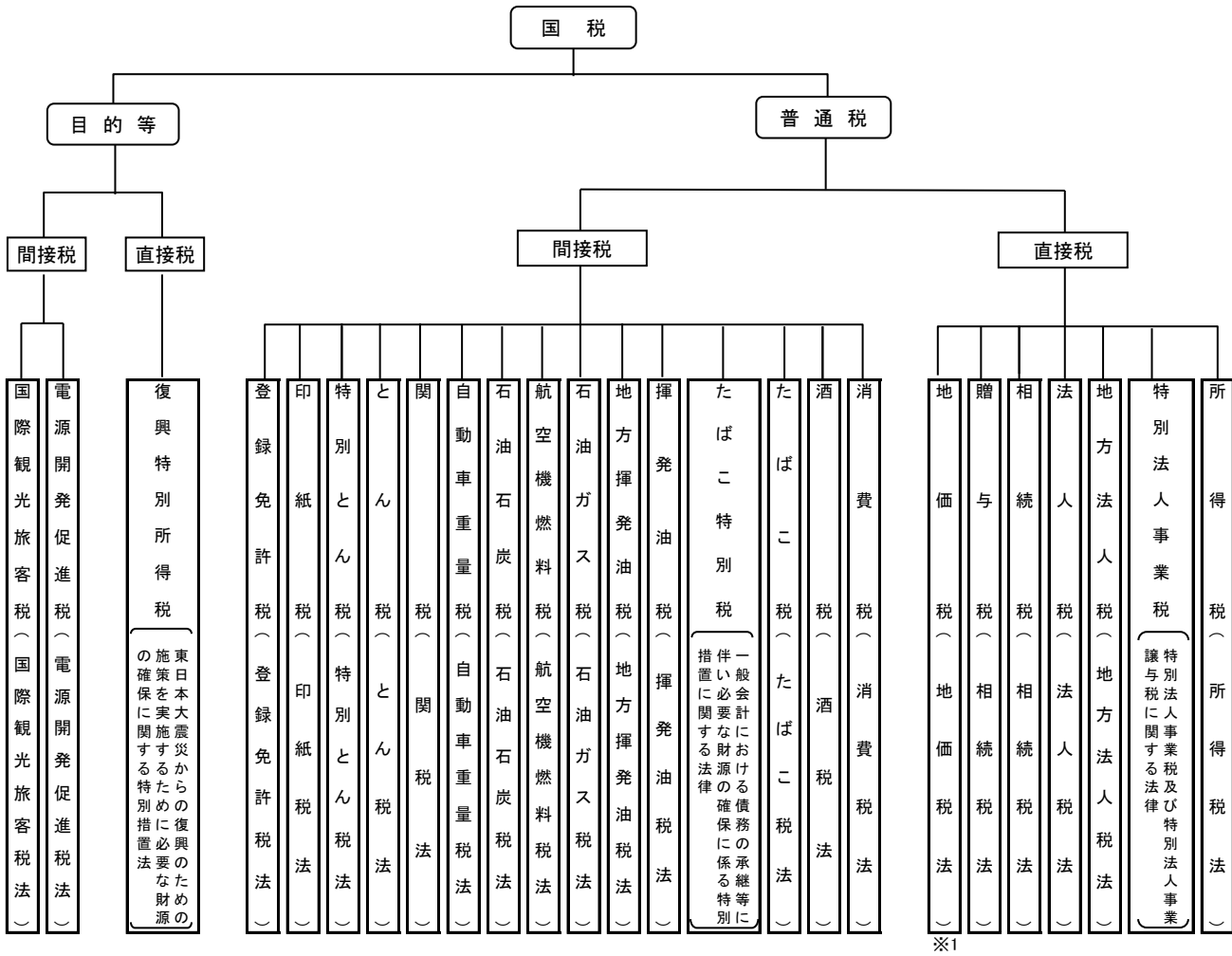


# 1. 租税体系



※1 平成10年度以降課税停止  
 ※2 平成15年度以降課税停止

## 2. 市税の概要

税 目	課 税 客 体	納 税 義 務 者
市 民 税	個 人 { 均 等 割 { 所 得 割	<p>区内に住所を有する個人 (A)</p> <p>区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者 (B)</p> <p>(賦課期日：当該年度の初日の属する年の1月1日)</p> <p>(A)に対しては均等割額と所得割額の合計額によって、(B)に対しては均等割額によって課する。</p>
法 人 { 均 等 割 { 法 人 税 割		<p>区内に事務所又は事業所を有する法人 (C)</p> <p>区内に寮等を有する法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(収益事業を行うものに限る。)で区内に事務所又は事業所を有しないもの (D)</p> <p>区内に事務所又は事業所を有する個人で法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの(E)</p> <p>(C)に対しては均等割額と法人税割額の合計額によって、            (D)に対しては均等割額によって、            (E)に対しては法人税割額によって課する。</p>

課 税 標 準

- ・均等割
- ・所得割……前年の所得につき、次により算定（退職所得は原則として現年課税）

利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 譲渡所得 一時所得 雑所得 土地の譲渡等に係る事業所得 土地・建物等の譲渡所得 土地・建物等の譲渡所得 一般株式等に係る譲渡所得 上場株式等に係る譲渡所得 上場株式等に係る譲渡所得 先物取引に係る雑所得 山林所得 退職所得	損 益 通 算	損 失 の 繰 越 控 除	（所得金額） 総所得金額 土地等に係る事業所得等の金額 短期譲渡所得金額 長期譲渡所得金額 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 配当所得等の金額 先物取引に係る雑所得等の金額 山林所得金額 退職所得金額(10)	（所得控除額） 雑損控除額 医療費控除額 社会保険料控除額 小規模企業共済等掛金控除額 生命保険料控除額 地震保険料控除額 障害者控除額 寡婦（夫）控除額 勤労学生控除額 配偶者控除額 配偶者特別控除額 扶養控除額 基礎控除額	（課税標準額） 課税総所得金額(1) 土地等に係る課税事業所得等の金額(2) 課税短期譲渡所得金額(3) 課税長期譲渡所得金額(4) 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(5) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(6) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額(7) 先物取引に係る課税雑所得等の金額(8) 課税山林所得金額(9)
---	------------------	---------------------------------	---	--	---

- ① 所得は一般的には、収入金額から必要経費を差し引いた金額となる。
- ② 総所得金額に含まれる長期譲渡所得及び一時所得は1/2が課税対象となる。
- ③ 土地等に係る課税事業所得等の金額については、令和5年3月31日まで課税の特例が停止されている。
- ④ 土地・建物等の短期・長期譲渡所得について、一部を除いて損益通算及び損失の繰越控除が認められていない。
- ⑤ 上場株式等に係る譲渡損失は、上場株式等の配当所得等と損益通算及び損失の繰越控除が認められている。
- ⑥ 配偶者控除・配偶者特別控除は、納税義務者本人所得及び配偶者所得に応じて控除額（控除有無）が異なる。
- ⑦ 配当所得・一時所得・雑所得の損失は損益通算できない。

税 率	徴収方法・納期
・均等割……3,500円 ・所得割……一律 8% 上欄の「課税標準額」に所得割の税率を乗じ、各種税額控除（注）を適用して所得割額を算出する。 ただし、上記の(2)～(10)については、それぞれ税率、計算方法が異なる。 （注）調整控除、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除がある。	・普通徴収 （納税通知書により金融機関に直接納付する方法。） 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 翌年 1月16日～同月31日 ただし、均等割額に相当する金額以下の場合には第1期の6月16日～同月30日が納期。 ・特別徴収 （給与又は公的年金から差し引いて納付する方法。） 徴収した日の属する月の翌月の10日が納期。

課税標準	税 率	徴収方法・納期																																													
・均等割 ・法人税割 ……法人税額	・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th colspan="2">税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">法人税法第2条第5号に規定する公共法人、地方税法第294条第7項に規定する公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）で均等割が課税されるもの、一般社団・財団法人、人格のない社団等で収益事業を行うもの、資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）</td> <td colspan="2">50,000円</td> </tr> <tr> <th rowspan="5">上記以外の法人</th> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>従業者数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超～1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超～10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>410,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>410,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※資本金等の額が、算定期間末日の資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合は、後者の額を税率区分の基準とする。 ・法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率</th> <th>平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用される税率</th> <th>【参考】平成26年9月30日以前に開始した事業年度に適用される税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超過税率</td> <td>8.4%</td> <td>12.1%</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>標準税率</td> <td>6.0%</td> <td>9.7%</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table> ※超過税率：次のいずれかに該当する法人に適用。 ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年1,000万円（分割法人にあっては分割前の額。事業年度が1年未満のときは「1,000万円×事業年度の月数÷12」）を超える法人 ・法人課税信託の受託者である法人または個人 ※標準税率：上記以外の法人に適用。	法人の区分		税率（年額）		法人税法第2条第5号に規定する公共法人、地方税法第294条第7項に規定する公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）で均等割が課税されるもの、一般社団・財団法人、人格のない社団等で収益事業を行うもの、資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）		50,000円		上記以外の法人	資本金等の額		従業者数	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円超～10億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円超～50億円以下	410,000円	1,750,000円	50億円超	410,000円	3,000,000円		令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用される税率	【参考】平成26年9月30日以前に開始した事業年度に適用される税率	超過税率	8.4%	12.1%	14.7%	標準税率	6.0%	9.7%	12.3%	申告納付 事業年度終了後2カ月以内 ただし、公益法人等で収益事業を行わないものについては4月30日まで。
法人の区分		税率（年額）																																													
法人税法第2条第5号に規定する公共法人、地方税法第294条第7項に規定する公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）で均等割が課税されるもの、一般社団・財団法人、人格のない社団等で収益事業を行うもの、資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）		50,000円																																													
上記以外の法人	資本金等の額		従業者数																																												
	1千万円以下	50人以下	50,000円																																												
		50人超	120,000円																																												
	1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000円																																												
		50人超	150,000円																																												
1億円超～10億円以下	50人以下	160,000円																																													
	50人超	400,000円																																													
10億円超～50億円以下	410,000円	1,750,000円																																													
50億円超	410,000円	3,000,000円																																													
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される税率	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用される税率	【参考】平成26年9月30日以前に開始した事業年度に適用される税率																																												
超過税率	8.4%	12.1%	14.7%																																												
標準税率	6.0%	9.7%	12.3%																																												

税 目		課 税 客 体	納 税 義 務 者
固 定 資 産 税		土地, 家屋, 償却資産	土地, 家屋, 償却資産を所有している者 (賦課期日: 当該年度の初日の属する年の1月1日)
都 市 計 画 税		市街化区域内に所在する土地, 家屋	市街化区域内に所在する土地, 家屋を所有している者 (賦課期日: 当該年度の初日の属する年の1月1日)
軽 自 動 車 税	(令和元年10月～) 種別割	原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車, 二輪の小型自動車	市内を主たる定置場とする原動機付自転車, 軽自動車, 小型特殊自動車, 二輪の小型自動車を所有している者 (賦課期日: 4月1日)
	(令和元年10月～) 環境性能割	三輪以上の軽自動車	三輪以上の軽自動車を取得した者 ※ 取得価額が50万円以下の場合: 免税
市 た ば こ 税		卸売販売業者等が行う小売販売業者に対する売渡し等に係る製造たばこ	卸売販売業者等
鉱 産 税		鉱物の掘採の事業	鉱物の掘採業者
特 別 土 地 保 有 税	保 有 分	基準日現在において, 取得後10年以内の土地	1月1日現在で1つの区内に合計2,000㎡以上の土地を所有している者
	取 得 分	土地の取得	1月1日又は7月1日前1年間に同一区内に合計2,000㎡以上の土地を取得した者
	※平成15年度以降、当分の間、新たな課税を行わない。 遊休土地分	遊休土地転換利用促進地区内に所在する一団の土地	1月1日現在で所有する一団の土地の面積が1,000㎡以上の者
入 湯 税		鉱泉浴場における入湯行為	入 湯 客
事 業 所 税	資 産 割	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業所等において事業を行う法人又は個人 ※ 市内の事業所等の合計床面積が1,000㎡以下の場合: 資産割は免税 ※ 市内の合計従業者数が100人以下の場合: 従業者割は免税
	従 業 者 割		

課 税 標 準	税 率	徴 収 方 法 ・ 納 期
1月1日における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたもの ※ 住宅用地に対する特例等課税標準の特例がある。	1.4% ※ 土地についての負担調整措置，家屋についての新築住宅に対する1/2減額等特例がある。	普通徴収 1期 4月16日～ 4月30日 2期 7月16日～ 7月31日 3期 9月16日～ 9月30日 4期 12月16日～ 12月31日 固定資産税と都市計画税は併せて賦課徴収する。
固定資産税の課税標準となるべき価格 ※ 住宅用地に対する特例等課税標準の特例がある。	0.3%	
台 数	P106参照	普通徴収 5月16日～ 5月31日
取得価額		申告納付 車両番号の指定の時等。
売渡し等に係る製造たばこの本数	1,000本につき6,552円	原則として申告納付 毎月末日まで。
掘採した鉱物の価格	1% ※ 1月の鉱物の価格が200万円以下の場合0.7%	申告納付 毎月16日から末日まで。
土地の取得価額又は修正取得価額	1.4% ※ ただし税額はその土地に係る固定資産税相当額を控除した額。	申告納付 その年の5月31日まで。
	3% ※ ただし税額はその土地の取得に係る不動産取得税相当額を控除した額。	申告納付 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者についてはその年の8月31日まで。 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者についてはその年の2月末日
土地の時価又は取得価額のいずれか高い金額	1.4% ※ ただし税額はその土地に係る固定資産税相当額（保有分が課税されている土地についてはその税額を含む。）を控除した額。	申告納付 その年の5月31日まで。
入湯日数	宿 泊 1人1日につき150円 日 帰 り 1人1日につき 70円	特別徴収 毎月末日まで。
市内にある事業所等の合計床面積	1㎡につき600円	申告納付 法人については事業年度終了の日から2カ月以内，個人についてはその年の翌年
従業者給与総額	従業者給与総額の0.25%	の3月15日まで。

